

○関西大学留学生別科規程

平成23年 2 月 17 日

制定

(設置)

第 1 条 関西大学学則第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、関西大学留学生別科（以下「別科」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 別科は、関西大学国際教育センター規程第 6 条に規定する日本語・日本文化教育プログラムのうち、進学コースをいう。

(目的)

第 3 条 別科は、関西大学（以下「本学」という。）の学部又は研究科を中心に、国内の大学又は大学院に進学を希望する外国人に対し、日本語、日本事情、日本文化等を教授し、学術活動の基礎となる能力を養うことで、国際的視野に立つ有為な人材を育成することを目的とする。

(収容定員等)

第 4 条 入学定員及び収容定員は、130名とする。

(修業年限)

第 5 条 修業年限は、1 年とする。ただし、修業年限 2 年を限度として在学期間の延長を認めることがある。

(学年)

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年は、次の 2 学期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 9 月 20 日まで

秋学期 9 月 21 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は、関西大学学則第 12 条の規定を準用する。

(授業科目及び単位数)

第 9 条 授業科目及び単位数は、別表に定めるとおりとする。

(単位数計算)

第 10 条 授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 日本語科目は、原則として 35 時間以上の授業をもって 1 単位とする。

(2) 講義、演習及び外国語科目（日本語を除く。）は、原則として 15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修届)

第11条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を国際教育センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

(試験)

第12条 試験は、履修した科目について春学期末又は秋学期末に行う。ただし、国際教育センター委員会（以下「委員会」という。）において平常成績をもって試験に代えることを認められた授業科目は、この限りでない。

2 前項の定期試験のほか、委員会の議を経て臨時に試験を行うことがある。

3 正当な理由により受験できなかった者には、委員会で認められた限度内において追試験を行うことがある。

(試験の方法)

第13条 試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によっては、レポートの提出又はその他の方法をもって試験に代えることがある。

2 履修した科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第14条 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、次のとおり定める。

合格 100点～90点 S

89点～80点 A

79点～70点 B

69点～60点 C

不合格 59点以下 F

(修了の認定)

第15条 別科に1年以上在学して所定の課程を履修し、かつ、その試験に合格した者には、別科（日本語・日本文化教育プログラム進学コース）の修了を認める。

(入学時期)

第16条 入学時期は、毎学期の始めとする。

(入学資格)

第17条 別科に入学することのできる者は、次に該当する者とする。

(1) 外国人であって、外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは修了見込みの者又はこれと同等以上の資格を有すると認定された者

(2) 原則として、1年以上の日本語の学習歴を有する者又は同等の能力を有していると委員会が認めた者

(入学の出願)

第18条 入学を志願する者は、所定の書類に学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）に規定する入学検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学の選考）

第19条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続）

第20条 前条の結果に基づき入学を許可された者は、所定の書類に学費規程に規定する入学金、授業料その他の学費を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（休学）

第21条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、休学願をセンター長に提出し、委員会の議を経て休学の許可を得なければならない。

2 休学を許可された者は、学費規程に規定する所定の学費を納入しなければならない。

3 休学期間は学期単位とし、通算して1年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間には算入しない。

（復学）

第22条 休学した者が復学を希望するときは、復学願を当該学期授業開始日までにセンター長に提出し、委員会の議を経て、復学することができる。

（退学）

第23条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、退学願に学生証を添えて、センター長に提出しなければならない。

（除籍）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の議を経て除籍にする。

（1）学費を指定された納入期間内に納入しない者

（2）在学期間が第5条に規定する修業年限を超える者

2 前項第1号は委員会承認の日をもって、同項第2号は委員会の議を経て当該学期末をもって除籍にする。

（復籍）

第25条 除籍となった者が復籍を希望するときは、復籍願を当該学期授業開始日までにセンター長に提出し、委員会の議を経て、復籍することができる。

（懲戒処分）

第26条 この規程及び本学の諸規程に違反し、またその他学生の本分に反する行為があったときは、委員会の議を経て、学生を退学、停学又は譴責の処分に付する。

2 懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

（処分の退学）

第27条 前条の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (事務)

第28条 この規程に関する事務は、国際プラザグループの所管とする。

(事務取扱)

第29条 この規程に基づく事務取扱に関する必要な事項については、別に定める。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、委員会及び国際委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2021年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

別科（日本語・日本文化教育プログラム進学コース）

授業科目		単位
第1群 日本語科目	日本語Ⅰ（総合）	2
	日本語Ⅱ（総合）	2
	日本語Ⅲ（総合）	2
	日本語Ⅳ（総合）	2
	日本語Ⅴ（総合）	2
	日本語Ⅵ（総合—各テーマ）	2
	日本語Ⅰ（読解）	2
	日本語Ⅱ（読解）	2
	日本語Ⅲ（読解）	2
	日本語Ⅳ（読解）	2
	日本語Ⅴ（読解）	2
	日本語Ⅵ（読解—各テーマ）	2
	日本語Ⅰ（文章・口頭表現）	2

	日本語Ⅱ（文章・口頭表現）	2
	日本語Ⅲ（文章・口頭表現）	2
	日本語Ⅳ（文章・口頭表現）	2
	日本語Ⅴ（文章・口頭表現）	2
	日本語Ⅵ（文章・口頭表現—各テーマ）	2
第2群 特別演習科目	アカデミック日本語クラスAⅠ（各テーマ）	4
	アカデミック日本語クラスAⅡ（各テーマ）	4
	アカデミック日本語クラスAⅢ（各テーマ）	4
	アカデミック日本語クラスBⅠ（各テーマ）	4
	アカデミック日本語クラスBⅡ（各テーマ）	4
	アカデミック日本語クラスBⅢ（各テーマ）	4
	日本語集中演習Ⅰ（各テーマ）	4
	日本語集中演習Ⅱ（各テーマ）	4
	日本語集中演習Ⅲ（各テーマ）	4
第3群 日本事情科目	日本事情	4
第4群 総合科目	総合科目Ⅰ	4
	総合科目Ⅱ	4
第5群 基礎科目	英語Ⅰ	2
	英語Ⅱ	2
	英語Ⅲ	2
	数学Ⅰ	2
	数学Ⅱ	2
	物理	2
	化学	2
	生物	2

<修了要件>

日本語・日本文化教育プログラム進学コースを修了しようとする者は、本表に示す授業科目の中から合計32単位以上を修得しなければならない。